

令和3年12月3日

令和3年第2回登米市議会定例会
12月定期議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

報告第28号	登米市営住宅条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
--------	----------------------------------

本件は、復興庁設置法等の一部を改正する法律により、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）の一部改正に伴う本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

（新旧対照表6ページ）

議案第82号	令和3年度登米市一般会計補正予算（第9号）
議案第83号	令和3年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第84号	令和3年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第85号	令和3年度登米市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第86号	令和3年度登米市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第87号	令和3年度登米市下水道事業会計補正予算（第1号）
議案第88号	令和3年度登米市病院事業会計補正予算（第3号）
議案第89号	令和3年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第2号）

本案は、議案第82号令和3年度登米市一般会計補正予算（第9号）から議案第89号令和3年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第2号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億8,348万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ461億4,640万円とするものであります。

その内容として、歳出では、令和3年4月1日付人事異動などに伴う人件費8,243万円、行政情報システム更新事業1億312万円、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種事業の中止等による現段階における影響額などを減額する一方、ふるさと応援寄附金に要する事業費として2億1,506万円、ふるさと応援寄附金基金積立金4億円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業1億3,064万円などを増額して計上しております。

歳入では、財政調整基金繰入金5億6,879万円などを減額する一方、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国庫支出金5億7,550万円、新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金などの県支出金8,273万円、ふるさと応援寄附金4億円などを増額して計上しております。

また、債務負担行為補正として追加307件、地方債補正として変更3件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計で、それぞれ令和3年4月1日付人事異動などに伴う人件費の補正を行うほか、介護保険特別会計では、第1号被保険者保険料還付金の増額などを計上し、国民健康保険特別会計では、債務負担行為1件を計上しております。

企業会計については、全企業会計で令和3年4月1日付人事異動などに伴う人件費の補正を行うほか、水道事業会計では、債務負担行為補正として追加4件を、下水道事業会計では、浄化槽災害復旧事業に係る国庫補助金172万円を増額するほか、債務負担行為補正として追加24件、企業債補正として追加1件、変更1件を、病院事業会計では、医業収益971万円、医業外収益1億6,861万円、補助金1,900万円などの増額と、医業費用7,367万円、企業債1,900万円などを減額するほか、債務負担行為補正として追加6件、企業債補正として変更1件を、老人保健施設事業会計では、事業外収益424万円、事業費用605万円を増額するほか、債務負担行為補正として追加3件を計上しております。

議案第90号	登米市とよま農産加工調理場条例を廃止する条例について
--------	----------------------------

本案は、施設設備の老朽化及び利用者の減少に伴い、登米市とよま農産加工調理場を閉鎖するため、本条例を廃止するものであります。

議案第91号	登米市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について
--------	---------------------------------

本案は、国において行政手続における押印の見直しが推進され、当該見直しを基に令和2年12月18日付けで内閣府から「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が発出されたことを踏まえ、条例で定める押印の義務付けを廃止するため、関係条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表7ページ）

議案第92号	登米市印鑑条例の一部を改正する条例について
--------	-----------------------

本案は、個人番号カードによる窓口での印鑑登録証明書の申請を可能とすることと併せて、条例で定める認印の押印の義務付けを廃止するため、印鑑条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表11ページ）

議案第93号	登米市立学校設置条例の一部を改正する条例について
--------	--------------------------

本案は、市立幼稚園の再編統合による質の高い教育・保育の公平な提供を目的に、米山東幼稚園を廃止し、米山西幼稚園に統合するとともに、名称を米山幼稚園とし、東郷幼稚園を廃止し、南方幼稚園に統合するため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表13ページ)

議案第94号	登米市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
--------	---------------------------

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）が令和4年1月1日から施行され、出産育児一時金の額が変更されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表14ページ)

議案第95号	指定管理者の指定について（中田農産物直売所及び中田農産物加工所）
議案第96号	指定管理者の指定について（もくもくランド）
議案第97号	指定管理者の指定について（登米市登米総合体育館、登米市登米総合運動公園及び登米市登米武道館）
議案第98号	指定管理者の指定について（登米市南方武道伝承館、登米市南方総合運動場及び登米市南方中央運動広場）
議案第99号	指定管理者の指定について（登米市高倉勝子美術館）

本案は、議案第95号指定管理者の指定について（中田農産物直売所及び中田農産物加工所）から議案第99号指定管理者の指定について（登米市高倉勝子美術館）まで、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び各施設の設置条例の規定によりその管理を行わせる団体を指定するにあたり、同法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

登米市営住宅条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第6条 (略) (入居者資格の特例)</p> <p>第7条 前条第2号ア(ア)から(オ)までに該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者(以下「老人等」という。)にあっては、前条第1号の条件を具備することを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第8条～第67条 (略)</p>	<p>第1条～第6条 (略) (入居者資格の特例)</p> <p>第7条 前条第2号ア(ア)から(オ)までに該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者(以下「老人等」という。)にあっては、前条第1号の条件を具備することを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第20条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされたもの</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第8条～第67条 (略)</p>

議案第91号関係

登米市固定資産評価審査委員会条例等 新旧対照表

第1条関係（登米市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

改正案	現 行
<p>第1条～第3条（略） （審査の申出）</p> <p>第4条（略） 2・3（略）</p> <p><u>4</u>（略）</p> <p><u>5</u>（略）</p> <p>第5条～第7条（略） （口頭審理）</p> <p>第8条（略） 2～4（略）</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載 ____しなければならない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>6～8（略）</p> <p>第9条～第14条（略）</p>	<p>第1条～第3条（略） （審査の申出）</p> <p>第4条（略） 2・3（略）</p> <p><u>4</u> 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</p> <p><u>5</u>（略）</p> <p><u>6</u>（略）</p> <p>第5条～第7条（略） （口頭審理）</p> <p>第8条（略） 2～4（略）</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>6～8（略）</p> <p>第9条～第14条（略）</p>

第2条関係（登米市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
<p>第1条～第3条（略） 別記様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____</p> <p>(消防職員)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____</p>	<p>第1条～第3条（略） 別記様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 <u>㊟</u></p> <p>(消防職員)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 <u>㊟</u></p>

第3条関係（登米市豊里多目的研修センター条例の一部改正）

改 正 案					
第1条～第16条（略）					
様式第1号（第5条関係）					
	決 裁				受 付 者
登米市豊里多目的研修センター利用許可申請書 兼登米市豊里多目的研修センター使用料減免申請書					
利 用 施 設	1 多目的研修室 2 青年研修室 3 婦人研修室 4 談 話 室 5 健康相談室 6 創作実習室 7 農産加工実習室 8 準 備 室				
利 用 日 時	年 月 日 ～ 年 月 日 時 分から 時 分まで				
利 用 目 的					
利 用 人 員	男 人、女 人 計 人				
利 用 備 品					
名 称	数 量	名 称	数 量		
使 用 料	使 用 料	円	使用料の全部・一部減免	受領日	
	減 免 額	円	減免の理由		
	差引納付額	円			
上記登米市豊里多目的研修センターの利用について条例等を遵守いたしますので、許可されたく申請します。		年 月 日	住所又は団体名		
(あて先)登米市長		氏名			
備考		電話			

様式第2号（略）

現 行					
第1条～第16条（略）					
様式第1号（第5条関係）					
	決 裁				受 付 者
登米市豊里多目的研修センター利用許可申請書 兼登米市豊里多目的研修センター使用料減免申請書					
利 用 施 設	1 多目的研修室 2 青年研修室 3 婦人研修室 4 談 話 室 5 健康相談室 6 創作実習室 7 農産加工実習室 8 準 備 室				
利 用 日 時	年 月 日 ～ 年 月 日 時 分から 時 分まで				
利 用 目 的					
利 用 人 員	男 人、女 人 計 人				
利 用 備 品					
名 称	数 量	名 称	数 量		
使 用 料	使 用 料	円	使用料の全部・一部減免	受領日	
	減 免 額	円	減免の理由		
	差引納付額	円			
上記登米市豊里多目的研修センターの利用について条例等を遵守いたしますので、許可されたく申請します。		年 月 日	住所又は団体名		
(あて先)登米市長		氏名			
備考		電話			

様式第2号（略）

第4条関係（登米市消防団条例の一部改正）

改正案	現 行
<p>第1条～第17条（略） 別記様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、法令、条例及び規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け、何人をも恐れず、良心に従って忠実に消防の任務を遂行することを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">登米市消防団 氏名 _____</p>	<p>第1条～第17条（略） 別記様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、法令、条例及び規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け、何人をも恐れず、良心に従って忠実に消防の任務を遂行することを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">登米市消防団 氏名 <u>印</u></p>

議案第92号関係

登米市印鑑条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(印鑑の廃止申請等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の申請又は届出は、代理人によってすることができる。この場合においては、登録された印鑑(第2項の場合を除く。) を押印した委任の旨を証する書面を添えなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>第10条～第12条 (略)</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条 登録者は、市長に対して印鑑登録証明書の交付を申請するときは、印鑑登録証明書交付申請書に登録証又は個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。以下同じ。)を添えてしなければならない。</p> <p>2 前項の申請(登録証を添えて行う場合に限る。)は、代理人によってすることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(印鑑の廃止申請等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の申請又は届出は、代理人によってすることができる。この場合においては、登録された印鑑(第2項の場合においては、認印) を押印した委任の旨を証する書面を添えなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>第10条～第12条 (略)</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条 登録者は、市長に対して印鑑登録証明書の交付を申請するときは、印鑑登録証明書交付申請書に登録証 _____ を添えてしなければならない。</p> <p>2 前項の申請 _____ は、代理人によってすることができる。</p> <p>3 (略)</p>

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)

第14条 前条の規定にかかわらず、

登録者は、個人番号カードを使用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電子通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書を交付するものをいう。）に暗証番号その他必要な事項を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、及び交付を受けることができる。

第15条～第18条 (略)

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)

第14条 前条の規定にかかわらず、利用者証明用電子証明書（電子署名

等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の

交付を受けた登録者は、個人番号カードを使用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電子通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書を交付するものをいう。）に暗証番号その他必要な事項を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、及び交付を受けることができる。

第15条～第18条 (略)

議案第93号関係

登米市立学校設置条例 新旧対照表

改正案		現行	
<p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 市立学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 幼稚園</p>		<p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 市立学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 幼稚園</p>	
名称	位置	名称	位置
新田幼稚園	登米市迫町新田字山崎259番地4	新田幼稚園	登米市迫町新田字山崎259番地4
北方幼稚園	登米市迫町北方字富永109番地2	北方幼稚園	登米市迫町北方字富永109番地2
中田幼稚園	登米市中田町宝江新井田字要害3番地1	中田幼稚園	登米市中田町宝江新井田字要害3番地1
米山幼稚園	登米市米山町中津山字清水24番地1	米山東幼稚園	登米市米山町字桜岡鈴根11番地1
南方幼稚園	登米市南方町山成95番地6	米山西幼稚園	登米市米山町中津山字清水24番地1
		南方幼稚園	登米市南方町山成95番地6
		東郷幼稚園	登米市南方町堂池218番地1

議案第94号関係

登米市国民健康保険条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第4条 (略) (出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 (略) 第6条～第16条 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略) (出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 (略) 第6条～第16条 (略)</p>